

19世紀のラテン・マネタリー・ユニオンと現代の通貨同盟

Monetary Unions: 19th Century and Contemporary Europe

片桐 謙

Ken KATAGIRI

1 はじめに

1865年12月23日、フランス、ベルギー、スイス、イタリアの4カ国はパリで「貨幣に関する条約¹⁾」を締結し、通称「ラテン・マネタリー・ユニオン (Latin Monetary Union: 以下、LMU)」が成立した。本稿は、LMUのもつ二つの側面に着目し、LMUの成立について論じる。

まず一つは、文字通り、「マネタリー・ユニオン (monetary union)」としてのLMUである。1999年1月、11のEU加盟国から成る「経済および通貨同盟 (Economic and Monetary Union)」が生まれた。ユーロは単一通貨となり、欧州中央銀行 (European Central Bank) がユーロ圏における一元的な金融政策を担うことになり、EUは通貨統合を達成した。一般的に、この現代のヨーロッパの通貨同盟は、歴史的には、19世紀のLMUにその源を遡ることができる、と理解されており、その過去の経験から現代に教訓を得ようとする多数の研究が存在する²⁾。

現代の「通貨同盟」は、共通の法定通貨を加盟国間で共有する制度で、為替相場制度の一つと捉えられ、固定相場制のうちでも厳格な固定相場制に区分される。ユーロ圏諸国は、圏内では国同士の為替相場は存在せず、圏外の通貨に対しては変動相場制、共同フロートとなる³⁾。

他方で、19世紀のLMUは何よりも、4カ国の鑄貨に関して、フランスの金銀複本位制に基づいて、本位貨幣である金貨および銀貨に共通の重量と純度を、そして補助鑄貨である銀貨にも共通の重量と純度を、採用したことに始まる。それ故、同じ“monetary union”とはいえ、その意味内容は異なる。そこで、以下では、“monetary union”のうち、19世紀のLMUを「マ

1) 正式名称は、“Décret Impérial portant promulgation de la Convention Monétaire conclue le 23 Décembre 1865, entre la France, la Belgique, l'Italie et la Suisse”

2) Bordo and Jonung (2000), Bordo and Jonung (2003), de Vanssay (2002), Piccardo (2016), de Cecco (2007), Cohen (2001)

3) IMFは*Exchange Rate Arrangements and Exchange Restrictions*の中で、IMF加盟国自身の評価に基づいた加盟国の為替相場制度の分類を報告している。これによると、2006年版までは、「ユーロ圏 (Euro area)」各国は「独自の法定通貨を放棄した為替相場制 (Exchange arrangements with no separate legal tender)」に区分されている。その後、2007年版では「ユーロ圏」として、2008年版では「欧州経済および通貨同盟 (European Economic and Monetary Union)」への参加国としてそれぞれ、「独立変動相場制 (Independently floating)」に区分されるようになり、2009年版以降はEMUとして「自由変動相場制 (Free floating)」に区分されている。つまり「通貨同盟」を、2007年を境として、それ以前は圏内の関係として、それ以後は圏外の関係として、捉えている。

ネタリー・ユニオン」, 現代のを「通貨同盟」と言い表し, 区別することにする。

また, LMUのもつ二つ目の側面は, 今, 述べた通り, それがフランスの金銀複本位制に基づいていたという点である。フランスは, 1803年法(7 Germinal, an XI)によって, 法定比価 15.5 の金銀複本位制を採った⁴⁾。

19世紀のフランスの貨幣流通は, 1850年を境にそれ以前は主に銀貨が占め, それ以降は主に金貨が占めるというように明確に区分される⁵⁾。1803年の法律成立時, 金銀市場比価は法定比価 15.5 にほぼ等しかった。しかし 1820年以降, 主に金への需要増加によって市場比価はこの法定比価を上回って推移し, 造幣局で過低評価されることになった金は溶解され退蔵されるか, 輸出された。逆に銀の輸入と銀貨の鑄造量は増加した。その結果, 国内流通は銀貨が占めた。ところが, 1848年以降, 金生産の増加により市場比価が法定比価を下回るようになると, それ以前とは逆転し, 銀の輸出と金の輸入の増加, そして金貨の鑄造量の増加となり, 国内流通は金貨が占めるようになった⁶⁾。

一方で, フランスと経済的な結び付きが強かったラテン諸国は, このフランスの貨幣制度を相次いで導入した。ベルギーは 1832年に, スイスは 1850年に銀貨に関して, 1860年には金貨に関して, イタリアは 1862年に, それぞれフランスの制度を採用した。1865年の条約締結以前には, 既にこれら 4カ国間では鑄貨が相互流通する状況が生まれていた。

ところが, 1848年以降の金生産の増加はヨーロッパの貨幣流通に大混乱をもたらしていた。減価した金が, 主要な産金国であるアメリカ, オーストラリアからヨーロッパへ大量に流入する一方で, プレミアムがついた銀はヨーロッパからアジア諸国へ大量に流出した。この国際的な正貨フローの中心に位置したのがフランスであり, それを核とする LMU だった。これら諸国の貨幣流通からは, まず本位貨幣としての 5フラン銀貨が, そして後にはより小額面の補助鑄貨の銀貨が消滅していき, 小口取引に支障をきたすことになった。ラテン諸国に, オランダ, ドイツも加えて, ヨーロッパ諸国間では裁定に伴う正貨の活発な流出入が生じた。ラテン諸国は少額銀貨の不足に対して, 各国が独自に銀貨の純度引き下げで対応しようとしたため, それが更なる裁定取引を引き起こした⁷⁾。銀の流出と, それによる少額銀貨の不足という問題が, ラテン諸国全体に加えて, ラテン各国でも生じ, 複雑化した。そこで各国が協調して対処を試みたのが 1865年の条約の発端である。

以下では, このような観点から LMU の設立を考察する。2では, 現代と 19世紀の “monetary union” 概念を比較検討する。3では, 現代の「通貨同盟」に関して, 単一通貨ユーロが誕生す

4) 同法の複本位制を巡る議論に関しては, White, Horace (1891), 参照。

5) Willis (1895)

6) 19世紀のフランスの金銀輸出入に関しては, Conseil supérieur du commerce, de l'agriculture, et de l'industrie (1872), pp534-535, 鑄造に関しては, Tooke and Newmarch (1857), Part VI Section18-19 (邦訳, 第6編第18-19節), 参照。

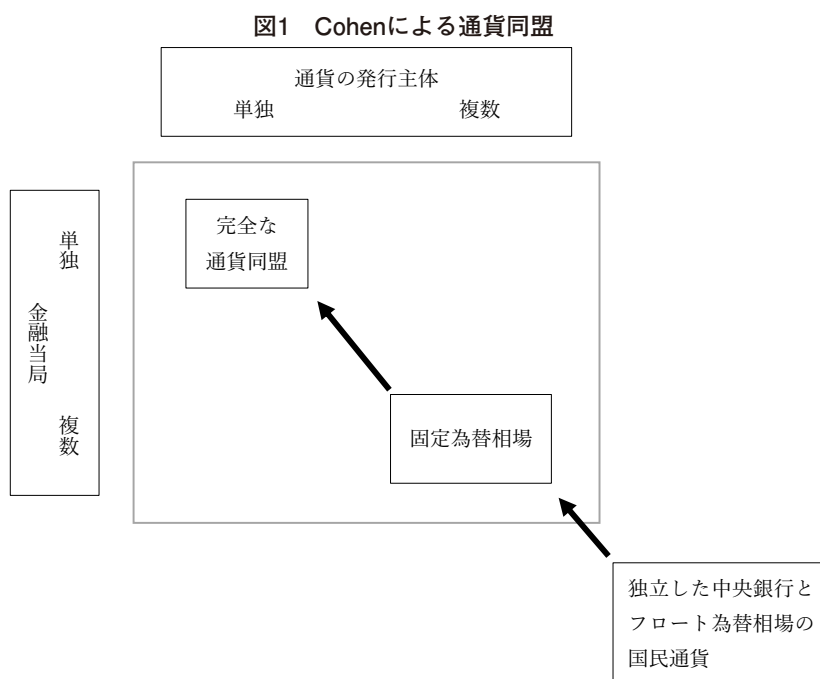
7) 片桐 (2016), 参照。

るまでの三つの構想を比較して考察する。4では、1865年の「貨幣に関する条約」の内容を検討する。

2 “monetary union”

“monetary union”という概念は、先の現代の金融史研究者によってさまざまに定義されており、それ故、曖昧なものである。ここでは、まずCohen (1998), (2008)に依って“monetary union”の内容を明らかにし、整理しよう。彼によれば、“monetary union”は、「共通の通貨、またはその等価物を共有する二カ国以上のグループ」である。その上で、伝統的には、「国際法のもとで十分に主権国家と解される単位間の合意」に限定される。この“monetary union”に対立するのが、「独立した中央銀行とフロート為替相場の国民通貨」である⁸⁾。

図1の通り、“monetary union”は、通貨の発行主体と意思決定の管理者である金融当局の二つの軸によって、二次元の表に示すことができる。すなわち、通貨の発行主体が単独か、複数かと、金融当局が単独か、複数かである。それぞれの組み合わせにより大きく四つに区分され、その一つは更に細分化される。その結果、さまざまなバリエーションが生まれ、それが“monetary union”概念の曖昧さの原因となる。例えば、独立した複数の通貨発行主体によって発行された通貨が完全なフロートで結びつけば、先の「独立した中央銀行とフロート為替相場の国民通貨」（なので、“monetary union”ではない。）だが、何らかの固定為替相場的な繋



8) Cohen (2008)

がりが生まれれば、一種の“monetary union”の性格を帯びる。また、通貨発行主体が単独の場合でも、各国民通貨が単独の共通通貨に置き換わる（例えば、ユーロ）こともあれば、経済的により大きなパートナーの通貨に置き換わる（例えば、ドル化）こともある。

その上で、“monetary union”は、「政治的」に「国家の通貨主権が共有されている（shared）か、または放棄されている、従属している（surrendered）か」によって、それぞれ、通貨主権の「共有（sharing）」と「従属化（subordinating）」に区分される⁹⁾。前者は「国民通貨の水平方向の連携関係（a horizontal alliance of national currencies）」、後者は「主権国家間の垂直方向のヒエラルキー（a vertical hierarchy among sovereign states）」とも言い換えられる¹⁰⁾。

更に、横方向の「通貨主権の共有」関係は、「為替相場同盟（exchange rate union）」、「通貨同盟」、「貨幣同盟」を含む。参加国に個別に通貨管理できる余地を残すのが「為替相場同盟」、残さないのが「完全な通貨同盟（full monetary union or currency union）」であり、実際には、この両極端の間のどこかに位置する。また、縦方向の「通貨主権の従属化」関係を「通貨ブロックまたは通貨圏（a monetary block or a zone）」といい、それは、自国通貨の代わりに外貨を使用する程度に応じて、それが強く全面的なものから、カレンシー・ボード、ベッグ制、更に外貨を全く用いず、自国通貨に留まるもの、までに分かれる¹¹⁾。

以上のように様々な“monetary union”の形態が考えられるが、現代のEU加盟国の通貨同盟は、第一に、完全な独立国家からなる点、第二に、全ての加盟国が自発的に、既存の国民通貨を新しく創造された通貨、ユーロで置き換えることに同意した点、第三に、各国政府は政治的主権を持ちながら、公式には、通貨主権を単一の共当局である、欧州中央銀行（European Central Bank）に代理させている点で、「完全な通貨同盟」である。第四に、その経済規模が大きな点で、ユニークな事業であるとしている¹²⁾。

更にEUによる経済および通貨同盟（Economic and Monetary Union）は、図1で、通貨の発行主体は複数、金融当局も複数の右下の枠に位置したが、固定為替相場的な繋がりをもつ状態から始まり、左上の枠へと至った。また政治的な区分からは「通貨主権の共有化」に分類される。

また、19世紀の「マネタリー・ユニオン」として、LMUを「通貨主権の共有」関係における「公式の為替相場同盟¹³⁾」とみなしている。

次に、Bordo and Jonung (1997), (2000), (2003)は、“monetary union”を「同一通貨が、計算単位、交換手段、そして価値貯蔵として機能する」、そして「世界の残りに対して一つの為替相場をもつ」ものと捉えている。その上で、一国内の通貨統合を“national monetary union”、

9) Cohen (2008)

10) Cohen (1998), pp47-48 (邦訳 88 ページ)

11) 水平方向と垂直方向との二次元で為替相場制度を捉えている点で、先のIMFによる区分とは異なる。

12) Cohen (2008)

13) Cohen (1998), p70 (邦訳 127 ページ)

複数国家間の通貨統合を“multinational monetary union”と区分する。前者では、「一国家一通貨」を念頭におき、政治主権と貨幣主権が対応する。そして単一の金融当局として、通常、中央銀行が存在する。対称的に、後者では、共通の金融当局は存在せず、各国は独自の通貨を発行する。その上で、各国通貨は固定為替相場を通じて結び付く。その極端な例が、全ての加盟国が同一通貨を使用する場合である。そしてLMUを“multinational monetary union”の枠組みで捉えている。

以上の現代の論者に対して、19世紀のマネタリー・ユニオンしか知りえない論者は当時の“monetary union”をどのように捉えていたのか。まずEsslen (1925)によれば、「Münzbundという名称は、加盟国の貨幣に関する国際法上のさまざまな内容の協定を指して用いられる。…Münzbundの締結に当たり、『統一』または『相互の近似』、すなわち加盟国の通貨の固定的かつ単一の為替相場を目指し、国際的な貨幣協定によってその目的を達成しようとする。そして多かれ少なかれ、貨幣の統一的または共通の流通を図るものだった。このようにして、固定為替相場が存在すると信じられたが、逆に言えば、固定為替相場は貨幣が一般的に流通するための前提条件である。¹⁴⁾」このように、「マネタリー・ユニオン」では、加盟国間で貨幣が相互に流通し、同時に加盟国間で固定相場制となる。しかし「国家の独立性という明白な理由の故に、加盟国に共通の発券銀行が存在したことはない。¹⁵⁾」と述べ、通貨主権はあくまでも各国に保持されているという。

また、Nielsen (1933)は、「マネタリー・ユニオン」とは、「2カ国以上の国家が、各国通貨に関して何らかの形態の共通の規則を採用することの合意¹⁶⁾」であるとして、この「合意」の範囲は、一方の極に規則の程度が最も弱い、国境地域で通貨が共同で流通することの立法化—これにより官庁は隣国の鑄貨を受け入れるよう命じられる—ものがあり、他方の極に、最も強い、ある国から別の国への鑄造権の完全な移転がある。実際には、これらの間に様々な形態の「マネタリー・ユニオン」があり、それは、1.加盟国がすべてまたは一定の外国鑄貨の国内鑄貨との固定比率での流通を認めるもの、2.共通の貨幣単位の導入を含むもの、3.共通の鑄造と同一の刻印を含むもの、の三つの範疇に区分される¹⁷⁾。

これら二人の理解から、19世紀の「マネタリー・ユニオン」が、第一に、正貨本位制において複数の国家間で鑄貨が相互に流通する状態、第二に、国内的に固定された価格の度量標準が、対外的に為替平価として固定されている状態ということが出来る。後者の点は、Cohen (1998), (2008)の「為替相場同盟」と、またBordo and Jonung (1997)が「各国通貨は固定為替相場を通じて結びつく」と述べることに対応する。

最後に、本節で取り上げた金融史研究者が、“monetary union”の持続可能性にとって政治

14) Esslen (1925), p664

15) Esslen (1925), p664

16) Nielsen (1933), p595

17) Nielsen (1933), p595

同盟の必要性を強調する点を指摘しておこう¹⁸⁾。

3 ユーロへ至るまでの通貨同盟構想

本節では、現代の西欧における通貨同盟、すなわちユーロ導入、に至るまでの、三つの通貨同盟構想を時代を追って考察する。

1957年にベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダの6カ国はローマ条約に調印し、58年から欧州経済共同体（European Economic Community）が発足した。その目標は単一の共同市場を設け、1957年からの12年間で物の自由移動を達成するための関税同盟を形成すると共に、人、資本、サービスの自由な移動を促進することだった。この段階では、目的はあくまでも関税同盟と共通農業市場の実現に限定されていた。68年7月には関税同盟が完成し、また68年8月の共通農業政策（Common Agricultural Policy）は域内で農作物の単一市場を実現した。

当時、通貨統合の必要性は考えられていなかったため、ローマ条約に通貨同盟に関する規定は見られない。その代わりに、専ら共通市場の観点からマクロ経済および金融の問題に接近しており、それは第3部第2編「第2章国際収支の推移」で議論されている¹⁹⁾。

しばしば最初の通貨同盟構想と考えられている70年の「ウェルナー報告」以前に、最初の通貨同盟構想が存在した。それが62年にEEC委員会が発表した「共同体の第二段階の行動計画に関する委員会の覚え書き（以下では、「覚え書き」と称する。）」である。以下では、「ウェルナー報告」に先立ち、まずこの「覚え書き」を取り上げる。

(1) 「第二段階の行動計画に関する覚え書き」（1962年10月24日）²⁰⁾

「覚え書き」は、当時、既に関税同盟が達成されつつある中で、経済同盟、更に政治同盟を強調している。まず「真の経済同盟」という「一般的枠組み」を、関税同盟と狭義の経済同盟に区分し、この両者は補完的、かつ独立したものとする。そして経済同盟そのものの確立は、関税同盟と並行して進められるべきである。「主な強調点は、もはや関税同盟のように、規制を廃止するという消極的な目的ではなく、経済事象での公の責任という積極的な目標にある。」「加盟国間の貿易障壁の撤廃は、より広汎なヨーロッパ地域内の別々の経済の統合をもたらすが、6カ国の国内の経済政策もまた、より広い単位で統合されなければならない。より広い経済同盟に適合しない関税同盟は、ほとんど存立不可能だろう。²¹⁾」

そして「国家の政策の経済的および社会的側面の統合は、ローマ条約でヨーロッパにおける

18) Cohen (2001), Bordo and Jonung (2000), (2003)

19) 第104条、第105条、第107条、第108条、第109条

20) European Economic Community, Commission (1962) 以下、本「覚え書き」からの引用の際には、パラグラフのみを記す。

21) 第2パラグラフ

政治的統一を達成する手段として意図されている。というのは、まとめられて結合され、共同体になるのは、各国の政策だからである。我々が作り上げているものは、経済学の著しく政治的領域、またはより正確には、国家が経済事象に対して行使する影響、すなわち経済政策、における同盟である。…『経済事象』、これは経済共同体で共同で扱われる、と『政治的事柄』、これは大部分が『政治同盟』によって共同で扱われる、を区別することは非現実的だろう。」こうして、「EECは決して、純粋に経済的な事業ではなく、政治的な事業との二重であることを要している。²²⁾」以上のように、経済同盟の政治的性格を強調している点が特徴である。

そして先のローマ条約での扱いとは異なり、「第8章金融政策」において、通貨同盟が共通市場の第三段階の目的となりうる、という。「金融政策は…共通市場にとって、非常に重要である。移行期の末から、…経済同盟は、加盟国間の許容される変動の限界が非常に狭い固定為替相場を伴うだろう。…この固定為替相場が通貨同盟のまさに本質である。²³⁾」として、ここに経済および通貨同盟を全面に打ち出す。為替相場の不安定性から関税同盟と共通農業政策を守るために、通貨同盟が必要だと考えたのである。

金融政策の協調は、一方で共同体内での国家の政策の協調という意味で、他方で、共通市場の形成と存続にとっても、重要と考えられた。ローマ条約は共通の通商政策に関する規定をしたが、共通の金融政策に関してはしなかった。そこで、このギャップを埋める必要があると考えた²⁴⁾。

更に現在の国際通貨システムは、共同体が「不当な緊張を回避すべく一定の行動を求めるような脆弱性」を持ち、これに対して、「共同体が単一体として機能すれば、より有効に行動できるだろう。」「欧州準備通貨 (European reserve currency)」が生まれれば、国際的な金融協力を促進するという点でも、現行システムの改革においても有益だろう²⁵⁾。

機構面では、共同体の発券銀行総裁で構成される会議 (council) が金融問題を恒常的に考察する、中央銀行と政府との両方に係わる問題は EEC Council の後援のもとで財務大臣と中央銀行総裁の出席のもとで協議する。同メンバーの非公式な会合も開催し続ける。金融委員会は大員と総裁の決定を準備する (¶ 132)。貨幣の創造に影響を与える重要な決定—公定歩合その他短期金利、所要準備、再割引の割当、公開市場政策等、の変更—に関しては、上述のいずれかで事前に議論される。また中央銀行の国家への貸付や、一つの共同体通貨と別の通貨間の為替相場の変更にも、事前協議を適用する (¶ 133)。共同体の対外的な金融関係に関して、それが加盟国であろうと、非加盟国であろうと、国際機関での全ての重要な決定は、共通の立場でなされるべきである (¶ 135)。資本移動は自由化されなければならない。金融政策と財政政策は密接に関連する (¶ 137)。

22) 第3パラグラフ

23) 第128パラグラフ

24) 第130パラグラフ

25) 第129パラグラフ

更にこの第二段階では、「決定の協調から集中へ進むことを可能にするような機関が設立され、方策が試みられる²⁶⁾」。共通市場へ向けた第三段階の目的は、通貨同盟の確立である。ここでは、「発券銀行総裁協議会は連邦タイプの銀行業システムの中心機構となるだろう。²⁷⁾」

(2) 「ウェルナー報告の最終報告」(1970年10月8日)²⁸⁾

当時、ECが関税同盟の完成と共通農業政策の確立という二大目標を達成する一方で、国際通貨制度からみればブレトンウッズ体制の不安定化が一層、顕著となった時期だった。ECにとっては、「国家のレベルでの自主性が喪失したにもかかわらずこれを埋め合わせるような共同体の政策が確立されていないため、経済政策の策定はますます困難になってきた。かくして、共同市場実現の過程がいかに不十分であり、かつ、均衡のとれていないものであるかが明らかになった。²⁹⁾」特に、農業共同市場はドルを計算単位とする統一農作物価格を採用していたため、域内通貨間の為替相場の安定性が重要になった。

そこで「ウェルナー報告」は、今後10年間で最終目標の経済通貨同盟を実現するとした。経済・通貨同盟を「その内部では財、サービス、人および資本が自由にかつ競争原則を歪めることなく移動することができるような一つの地域、それでいて構造的もしくは地域的な不均衡をもたらすことのないような一つの地域が実現されるであろう。³⁰⁾」と述べる。他方で、通貨同盟とは、「その内部においては、各国通貨の完全かつ不可逆の交換性、為替相場の変動幅の消滅、平価の絶対的固定化及び資本移動の完全な自由化³¹⁾」を意味する。そして経済通貨同盟においては、「通貨政策に関する主要な決定は、流動性、利子率、為替市場への介入、(外貨)準備の管理、対域外為替相場の固定のいずれについても、これを中央集権化することが絶対必要である。³²⁾」また「公共予算全体の本質的与件、なかんずくその量の変動、収支尻の大きさ及びこの収支尻の補填方法もしくはその使用方法といったものは共同体レベルで決定される」し、「地域政策及び構造政策はもはや各国の排他的権限ではない。³³⁾」そして、70年代には最終目標の経済・通貨同盟を実現するとした。その間を三つの段階に区分したうえで、71年1月1日からの3年間の第一段階を重視し、詳細な叙述を充てている。

この第一段階の初期から、ドルに対する協調した行動によって、実験的に共同体通貨間の為替相場変動幅を、対ドルの変動幅よりも縮小させる。それは事実上の制度から、共同体通貨で

26) 第138パラグラフ

27) 第138パラグラフ

28) Council Commission of the European Communities (1970) 以下、本「報告」からの引用の際には、ページのみを記す。

29) p8 (邦訳2ページ)

30) p9 (邦訳5ページ)

31) p26 (邦訳27ページ)

32) p10 (邦訳6ページ)

33) p12 (邦訳8ページ)

介入する法律上の制度へ、更に共同体通貨間の変動幅を漸次的に縮小する方式で行われる³⁴⁾。

こうして、通貨同盟は、加盟国通貨間の為替相場の変動幅の縮小から始まり、最終的には「単一通貨」へと至る。「各加盟国通貨の呼称を残しておいてもよいが、心理的政治的考慮からすると、本計画の不可逆性を保証する単一通貨の採用が適当である。³⁵⁾」

また、経済通貨同盟の機関に関しては、第二段階で「最終段階を余裕をもって準備するためには、全中央銀行総裁の権限の下におかれた『欧州通貨協力基金 (European Fund for monetary cooperation)』をできるだけ早急に設立する必要がある。³⁶⁾」そしてこれは、最終的に、第三段階で中央銀行の共同体システムになる。

そして最終段階では、経済政策の中央決定機関 (centre of decision for economic policy) と中央銀行の共同体システム (Community system for the central banks), の二つの機関が「経済通貨政策をコントロールするために絶対必要」だとした³⁷⁾。前者は、共同体の経済政策、国家予算、単独の国民通貨または国民通貨全体の交換比率の変更を決め、更に経済および社会政策のその他の範囲へも拡大される。経済政策の責任は共同体レベルに移転される。そして欧州議会に対して政治的責任を持つ。後者は、先の第二段階の欧州通貨協力基金を元にしており、アメリカの連邦準備システムの構造をもち、流動性、金利、公的および民間部門への貸付等、域内の金融政策と、外為市場への介入と共同体の外貨準備管理といった対外的な金融政策を決定する。

最後に、経済・通貨同盟では、「経済政策に関する主要な決定が共同体レベルで行われることを意味し、したがって、必要な権限が国家から共同体に移転されるべきこと」を意味する。これは「根本的に政治的な意味をもつプロセスであり、政治協力の漸進的發展³⁸⁾」である。「経済・通貨同盟は、かくして政治同盟発展のための誘因となるものとみられ、時がたつにつれて、政治同盟なしには機能しえなくなるであろう。³⁹⁾」

(3) 「ドロール報告」(1989年4月12日)⁴⁰⁾

ヨーロッパ経済は80年代前半の停滞を経て、ローマ条約を改正する単一欧州議定書 (Single European Act) を86年2月に調印、87年7月1日に発効した。その主要な目的は、第一に、1992年末までに物、人、サービス、資本の自由な移動が確立された単一市場を完成させることを目標とすること、第二に、そのために必要な意思決定の変更、第三に、経済通貨同盟を達

34) p28 (邦訳 29 ページ)

35) p26 (邦訳 27 ページ)

36) p25 (邦訳 25 ページ)

37) p12-3 (邦訳 9-10 ページ)

38) p26 (邦訳 27 ページ)

39) p26 (邦訳 27 ページ)

40) Committee for the Study of Economic and Monetary Union (1989) 以下、本「報告」からの引用の際には、項およびページのみを記す。

成するための共同体の通貨能力の必要性の確認だった。

「ドロール報告」によれば、「経済・通貨同盟とは、諸国通貨間の平価を非可逆的に固定した為替相場や、最終局面における単一通貨ばかりでなく、人・物・サービス・資本の完全に自由な移動も保証するものである。⁴¹⁾」この「経済・通貨同盟に向けた動きは、域内に国境のない市場の創設という目標から生じるごく当然の結論⁴²⁾」である。

最終目標までの過程は、「ウェルナー報告」と同様、三つの段階からなる、段階的アプローチ (step-by-step approach) を採ることを提唱する。その際、「経済・通貨同盟の創設は単一のプロセスとして展望されねばならない。⁴³⁾」として、第一段階開始の決定は、すなわちこのプロセス全体に着手する決定を下したことを意味する。また、「経済および通貨統合の並行的な進展が不可欠である⁴⁴⁾」という同時並行主義(parallelism)を採る。「経済同盟と通貨同盟とは、一つの全体を構成する、不可分の要素である。したがって、両者は並行して推進されなければならない。…通貨同盟達成のプロセスが想定できるのは、ただ経済が高度に収斂した場合に限る。⁴⁵⁾」

具体的な移行の日程に関しては、第1段階の始まりが、遅くとも資本移動が完全に自由化される1990年7月1日であること以外は予め定めない。これは、第一段階から第二段階への移行、より重要なことに、不可逆的な固定為替相場への移行、に適用され、これら両者のタイミングは理事会による承認が必要である⁴⁶⁾。

経済同盟の基本的要素は、1. 人、物、サービス、資本が自由に移動できる単一市場、2. 市場メカニズムを補強する競争政策その他の諸方策、3. 構造改革や地域的发展を目指す共同政策、4. 財政政策を拘束する規制を含むマクロ経済政策の協調、の四つである⁴⁷⁾。他方で、通貨同盟の必要条件は、1. 通貨の全面的かつ不可逆的な交換性の保証、2. 資本取引の完全な自由化と銀行業および金融市場の十分な統合、3. 為替変動幅の除去と為替平価の不可逆的な固定化、の三つである⁴⁸⁾。

更に、「各国通貨の単一通貨への置き換えは、為替平価の固定化の後に、直ちに着手すべきである。」「単一通貨の採用は、厳密には通貨同盟の創設に不可欠というわけではないが、(心理的・政治的理由ばかりでなく、経済的理由からも) 通貨同盟の自然で望ましい、一層展開した姿と考えられるであろう。⁴⁹⁾」

経済・通貨同盟には共通の金融政策が必要である⁵⁰⁾。その主体である中央銀行は「欧州中央

41) 第16項, p13 (邦訳 211 ページ)

42) 第14項, p12 (邦訳 209 ページ)

43) 第39項, p27 (邦訳 228 ページ)

44) 第42項, p28 (邦訳 229 ページ)

45) 第21項, p14 (邦訳 212-3 ページ)

46) 第43項, p28 (邦訳 230 ページ)

47) 第25項, p16 (邦訳 215 ページ)

48) 第22項, pp14-15 (邦訳 215 ページ)

49) 第23項, p15 (邦訳 213-4 ページ)

50) 第16項, p13 (邦訳 211 ページ)

銀行制度 (European System of Central Banks)」と呼ばれ、EC の政治的多様性に最も適合する連邦形態をとる。物価の安定という目標にコミットする前提として、同制度は共同体レベルで所轄の機関によってなされる一般経済政策を支援する必要がある。更に、その地位に関して、「独立性」を保証する一方で、「説明責任」を求める⁵¹⁾。

そして経済通貨同盟を「不連続だが、発展的な」三段階を経て達成することを提言した⁵²⁾。第一段階では、域内市場を完成させ、加盟国間の経済不均衡を是正する。金融統合への障害をすべて取り除き、金融政策の協力と協調を強化する。機構面では、中央銀行総裁会議の権限を強化する。

第二段階は、最終段階への移行期間であり、「政策決定の究極的な責任は各国の当局にとどまるが、主に集約的な意思決定へ至る訓練期間となる。⁵³⁾」

「この段階の最も重要な特徴は、欧州中央銀行制度が設立され、それまでの既存の制度的金融アレンジメント (EMCF, 中央銀行総裁会議, その他) を吸収する。」共同金融政策の策定と実行における ESCB の機能は徐々に強化される。「この段階における ESCB の重要な役割は、第一段階での中央銀行総裁会議による各国の独立した金融政策の協調から、最終段階で想定されている ESCB による共同金融政策の策定と実行への移行の始まりである。⁵⁴⁾」

そして第三段階では、「為替相場の不可逆的な固定化が実行され、単一の金融政策への移行がなされる。…ESCB が金融政策の全責任を負う。⁵⁵⁾」

約半世紀にわたり、経済通貨同盟の構想は前進と後退を繰り返しながら深化を遂げ、マーストリヒト条約 (92年2月調印, 93年11月発効) の経済通貨同盟の第三段階として、1999年1月1日に単一通貨ユーロが誕生し、欧州中央銀行 (European Central Bank) は一元的な金融政策を開始した⁵⁶⁾。これまで取り上げた、三つの経済・通貨同盟構想を、2で取り上げたコーヘンの「通貨同盟」概念で整理しよう。

第一に、通貨同盟の単一通貨についてである。「ウェルナー報告」では、「各加盟国通貨の呼称を残しておいてもよいが、心理的・政治的考慮からすると、本計画の不可逆性を保証する単一通貨の採用が適当である。⁵⁷⁾」と考えていたのに対して、「ドロール報告」では、「各国通貨の単一通貨への置き換えは、為替平価の固定化の後に、直ちに着手すべきである。」「単一通貨の採用は、厳密には通貨同盟の創設に不可欠というわけではないが、(心理的・政治的理由ばかりでなく、経済的理由からも) 通貨同盟の自然で望ましい、一層展開した姿と考えられるであ

51) 第32項, pp21-2 (邦訳222ページ)

52) Thygesen (1989) は、第一段階を「自発的な調整の緊密化」、第二段階を「中央銀行はあるが平価が固定されていない『ソフト』な通貨同盟」、第三段階を「『ハード』な通貨同盟」と名付けている。Thygesen (1989), p642

53) 第55項, p33 (邦訳236ページ)

54) 第57項, pp34-5 (邦訳237-8ページ)

55) 第60項, p36 (邦訳240ページ)

56) 設立は98年6月1日。

57) Council Commission of the European Communities (1970), p26 (邦訳27ページ)

ろう。⁵⁸⁾』と考えている点が注目される。いずれの「報告」でも、通貨同盟において単一通貨が必ず導入されるとは想定していない。その上で「ドロール報告」では「通貨同盟の自然で望ましい、一層展開した姿」として単一通貨を捉えている。

国際金融のトリレンマによれば、自由な資本移動を追求する EU にとって、残された選択肢は、固定相場制を放棄し、金融政策の自律性を確保するか、または固定相場制を維持し、金融政策の自律性を放棄するか、である。一方、87年の単一欧州議定書は物、人、サービス、資本の自由な移動が確立された単一市場の完成を92年末を目標とすることを定めた。単一市場の利益を十分に享受するためには、単一通貨が必要である⁵⁹⁾。「ドロール報告」は単一欧州議定書の論理から「自然」に生じ、かつ固定相場制よりも「一層展開した姿」として、単一通貨の導入が「望ましい」と考えた。

他方で、通貨管理の意思決定を行う機関に関しては、既に「覚え書き」が、第二段階における発券銀行の総裁で構成される会議の創設と、この会議で割引率の変更、最低準備率、為替相場の変更等、重要な金融政策決定が事前に協議されること、そして同会議は第三段階で連邦型の銀行システムの中央機関になることを、提言していた。そして1964年には、この「EEC加盟国中央銀行総裁会議（the Committee of Governors of the central banks of the Member States of the European Economic Community）」が創設された。

また「ウェルナー報告」では、その第二段階では「欧州通貨協力基金（European Fund for monetary cooperation：以下、EFMC）」の設立、第三段階で経済政策の中央決定機関（centre of decision for economic policy）と中央銀行の共同体システム（Community system for the central banks）、の二つの機関が必要だとした。後者は、EFMCを元にしており、アメリカの連邦準備制度の構造をもつ。

EMCFは1973年に設立され、その任務は、共同体通貨間の為替相場の変動幅を徐々に小さくしていくこと（いわゆる「スネーク」）、共同体通貨での為替市場への介入、短期融資と中央銀行間の決済に責任を持つことで準備に関する政策を調和させることだった。

そして「ドロール報告」では、一元的な金融政策を行うシステムを「欧州中央銀行システム（European System of Central Banks：以下、ESCB）」と呼び、ECの政治的多様性に最も適合する連邦形態をとることとした。物価の安定という目標にコミットし、その「独立性」を保証する一方で、「説明責任」を求める。

その三段階に即して言えば、第一段階では、中央銀行総裁会議の権限を強化する。第二段階では、ESCBを設立し、EFMCFや中央銀行総裁会議を吸収する。そして、共同金融政策の策定と実行におけるESCBの機能は徐々に強化される。そして第三段階では、ESCBが一元的な金融政策を遂行するようになる、というものだった。

58) Committee for the Study of Economic and Monetary Union (1989), 第23項, p15 (邦訳2134ページ)

59) Commission of the European Communities, Directorate General for Economic and Financial Affairs (1990)

その後、マーストリヒト条約が、経済・通貨同盟への各段階の具体的なスケジュールを定めた。90年1月1日から始まる第一段階では、協力が強化された。94年1月1日から始まる第二段階では、EMI（European Monetary Institute：欧州通貨機構）が設立され、EMCFを受け継いだ。金融政策の責任は、依然として、各加盟国が保持している。同機構は、第一に中央銀行の協力と金融政策の協調を強化し、第二にEMUの第三段階におけるESCBの設立、一元的な金融政策の実施、単一通貨の導入に必要な準備を行った。加えて、ESCBに必要な規制的、組織的、論理的枠組みや、ユーロ圏とその他EU諸国との間の将来の通貨・為替関係に関する準備作業も行った。99年1月1日、第三段階が始まり、ユーロシステムが設立され、金融政策の責任は欧州中央銀行ECBに移った。こうして「完全な通貨同盟」となった。

最後に、経済・通貨同盟に係わる政治同盟の扱いに関して、「ウェルナー報告」までと「ドロール報告」では違いがある。上述の通り、「覚え書き」と「ウェルナー報告」では共に、政治同盟の必要性を強調していた。それに対して、「ドロール報告」では、経済・通貨同盟の実現のため政治的支援の必要性に関する言及はあるものの、将来的な政治同盟までを視野に入れてはいない⁶⁰⁾。

4 1865年「貨幣に関する条約」⁶¹⁾

1850年のカリフォルニアとオーストラリアでの金発見の後、一方では、減価した金が大量にヨーロッパに流入し、他方ではプレミアムの付いた銀が東洋に流出していった。それに伴い、ヨーロッパの貨幣流通には大きな混乱が生じた。ラテン諸国では、本位貨幣の5フラン銀貨に始まり、その後は補助銀貨が貨幣流通から消滅していき、次第に小口取引に支障が生じるようになった。そこで、スイス、イタリア、フランスは事前の合意無しに、独自に自国の補助銀貨の純度を引き下げた。その結果、それまでラテン諸国に便益をもたらしていた「貨幣共同体 (la communauté monétaire)⁶²⁾」に変化が生じた。「従来の貴重な統一性の代わりに多様性が生まれ、間もなく、投機が収益を生み出した。⁶³⁾」そこでこれらラテン諸国は、投機からお互いを守るために、1865年条約として「貨幣共同体」の再構築を試みた。

ここでは条約成立までの1865年11月から12月にかけての計6回の会合の内容を検討しながら、最終的な条約の内容を説明する。

60) Committee for the Study of Economic and Monetary Union (1989) 第42項, p28 (邦訳229ページ)

61) 本節では、会議の内容の引用に関して、特に断らない限り、以下の文献からであり、ページ数のみ記す。
“DEUXIÈME PARTIE. BELGIQUE, FRANCE, ITALIE, SUISSE. CONVENTION MONÉTAIRE, SIGNÉE A PARIS, LE 23 DÉCEMBRE 1865. PROCÈS-VERBAUX DES CONFÉRENCES.”, *Archives Diplomatiques 1867; Recueil de diplomatie et d'histoire*, TOME Deuxième 7e année, Avril, Mai, Juin 1867, Paris: Librairie Diplomatique d'amyot, éditeur.

62) p533

63) p533

表1 1865年「貨幣に関する条約」に規定された鑄貨

		重量 (グラム)	重量公差	純度	純度公差	直径 (ミリメートル)	
金貨	100フラン	32.25806	0.001	0.900	0.002	35	
	50フラン	16.12903	0.001	0.900	0.002	28	
	20フラン	6.45161	0.002	0.900	0.002	21	
	10フラン	3.22580	0.002	0.900	0.002	19	
	5フラン	1.61290	0.003	0.900	0.002	17	
銀貨	本位貨幣	5フラン	25	0.003	0.900	0.002	37
	補助貨幣	2フラン	10	0.005	0.835	0.003	27
		1フラン	5	0.005	0.835	0.003	23
		50サンチーム	2.5	0.007	0.835	0.003	18
		20サンチーム	1	0.01	0.835	0.003	16

出所) DÉCRET IMPÉRIEL portant promulgation de la Convention Monétaire conclue le 23 Décembre 1865, entre la France, la Belgique, l'Italie et la Suisse より作成。

表1の通り、1865年条約によって、四カ国は、重量、重量公差、純度、純度公差、直径が、そしてそれらの流通に関しても、同一の金・銀貨を発行することになった。

まず、この条約の直接の目的である、2フランまでの補助銀貨の純度の統一についてである⁶⁴⁾。従来、各国が採用してきたのは、ベルギーの0.900、イタリアは1862年8月24日以来の0.835、同じくフランスは1864年5月24日以来の0.835、そしてスイスは1860年1月31日以来の0.800であった。ベルギーの0.900は初めから対象外とされ、イタリアとフランスが推した0.835とスイスの0.800とを比較検討した結果、前者の0.835に統一された(第4条)。決定に当たり、イタリアとフランス両国がそれぞれ先の法律に基づいて既に鑄造していた補助銀貨、合わせて1億枚超、が、スイスの1,000枚を大きく上回っていたという事情が考慮された⁶⁵⁾。

これに対して、本位貨幣としての金貨と5フラン銀貨に関しては、従来のフランスの1803年法(7 Germinal, an XI)が、すなわち金銀法定比価15.5の複本位制が、踏襲された(第2条、第3条)。よって、銀貨に関しては、5フラン貨(écu: エキュ)は本位貨幣、それを下回る2フラン、1フラン、0.5フラン、0.2フラン貨は補助貨幣と区分される。

本位貨幣の金貨および5フラン銀貨に関して、締結国は相互にこれらを国庫で受け取った(第2条、第3条)。

ここで本位の問題について述べておこう。第一回の会合で「5フラン貨に関して、1803年法に起因する複本位制を変更する理由はあるのか。」という質問が提起された。そしてベルギー

64) 一連の会合において、議論の時間が最も割かれたのは、この補助銀貨の純度に関してであった。

65) p536-537, p550

の代表、クレグリンガー（Kreglinger）は単一本位、しかも金本位制、を要求した⁶⁶⁾。その根拠は第一に、複本位制ではあっても、実際には金銀の両方が同時に流通に留まることはないことである。更に、自国ベルギーの状況を念頭においたうえで、複本位制は同国に二つの深刻な問題をもたらしたという⁶⁷⁾。その内容は、一つは正貨流出に伴うベルギー国立銀行の正貨準備の減少と、それに対処するための同行の割引率の引き上げによる、金融逼迫である。もう一つは、国内の貨幣流通における通貨の減価である。スイスとイタリアもこの金本位制を支持した⁶⁸⁾。

それに対して、フランスは「現状維持（status quo）⁶⁹⁾」、すなわち複本位制、の立場で、最終的には本位の問題はほとんど議論されること無く、それが本条約に反映された⁷⁰⁾。

表1の通り、重量、純度、公差、直径に関して、四カ国の鑄貨はすべて同一となったが、発行国独自の意匠が刻印された。つまり貨幣鑄造権は依然として各国が保持した。補助鑄貨に関して、ベルギーのクレグリンガーは「困惑や相互の不満を避けるために、共同で製造し、各国の認識された必要性に応じて分配される必要がある」⁷¹⁾と主張した。またスイスのケルン（Kern）は、「補助銀貨の象徴性という本質を認め、四カ国は、純度の相違から生じる利益からなる特別準備基金で発行をカバーすること⁷²⁾」を要求した。しかし会合では、この計画は非現実的であると考えられた⁷³⁾。

各国は補助銀貨の発行額に応じてシニョレッズを獲得する。過剰発行の誘因があるので、それを防ぐため、各国の発行額に関して、国民一人当たり6フランの上限を設けた。この6フランと、国勢調査に基づく今後15年間の人口増加予想から、補助銀貨の各国の割当額に関して、ベルギーは3,200万フラン、フランスは2億3,900万フラン、イタリアは1億4,100万フラン、スイスは1,700万フランと定められた（第9条）。

こうして発行される補助銀貨は発行国の民間取引で、1度の支払で50フランを限度として法貨だった。そして、その発行国の国庫は国民から自国の補助銀貨を無制限に受け取らなければならなかった（第6条）。また、締結国は他の締結国が鑄造した補助銀貨を、一度の支払いで100フランまで国庫が受け入れることを約束した（第7条）。

66) p535

67) pp541-545

68) p545, p549

69) Willis (1901), p46, Greul (1926), S. 20

70) Egner (1925), S. 14, Greul (1926), S. 19-20, Janssen (1911), p197, Willis (1900), p43. もっともフランスの代表であり、会議の議長でもあったドゥ・パリユ（de Parieu）自身は金本位制の擁護者であった。またフランス国内でも、銀本位制、複本位制、金本位制の三つの派が存在した。“MESSAGE du Conseil fédéral à la haute Assemblée fédérale concernant la convention monétaire entre la Belgique, la France, l'Italie et la Suisse. (Du 2 février 1866)” *Feuille fédérale suisse*, Vol 1, Année. XVIII, 24 février 1866, p138

71) p537

72) p551

73) Willis (1901), p52

本位貨幣に加えて、補助銀貨に関しても同様に、締結国は外国鑄貨を国庫で受入れなければならない。その結果、四カ国間ですべての鑄貨の相互流通が認められたことになる⁷⁴⁾。この条約は、民間取引でこれらの外国鑄貨の受け取りを直接、法的に義務付けたわけではない。個人は外国鑄貨の受け取りを拒絶する権利を法的に有した。

この国内での外国鑄貨の流通に関して、第二回の会合で、スイスのケルンは、「四カ国は補助銀貨が等価の原則を宣言し、それを相互に認識して受け入れ、スイス鑄貨がフランス、イタリア、ベルギーでも自由に流通することを保証する」よう提案をした。つまり、外国の補助銀貨の受け取りを国庫に限定せず、民間取引にも適用するよう主張した。これに対して、議長の下ウ・パリユは、それは無意味であるし、国際法上、個人に対して外国鑄貨の受け取りを義務付けることは、契約の自由を不当に侵害することになると、反対した⁷⁵⁾。各国相互に自国の国庫での外国鑄貨の受け取りを義務付けたことにより、外国鑄貨は、国内で事実上、法貨としての地位を得た。その結果、これらの補助銀貨は等価で四カ国内を相互に流通することになった⁷⁶⁾。

また、「各締結国政府は、他国の民間人または国庫から、自国が発行した補助銀貨を100フラン以上の額が交換のために提示されたら、受け取り、金貨または5フラン銀貨と交換しなければならない。(第8条)」これは、補助銀貨と本位貨幣との交換を定めることにより、補助銀貨が特定の国に集中して蓄積することを防ぐための措置である。

同条約は1880年1月1日までの15年間、有効で、その1年前に同盟破棄の通告がなされない場合には、更に15年間の義務を負い、その後も破棄の通告がなされない場合は、更に15年間の義務を負うことになっていた(第14条)。

また、本同盟への参加国はこれらラテン四カ国に限定されたわけではなく、同条約の義務を負い、金貨および銀貨に関して、同盟の貨幣制度を採用するいかなる国にも、門戸は開かれていた(第12条)。

1865年条約に関して、Janssen (1911)は、「補助貨幣に関する留保付きで、この条約は締結四カ国の貨幣制度に何の革新ももたらさなかった、但し国際的な観点からみると、それまで事態の類似性しかなかったところに、法的な連帯感が生まれた。⁷⁷⁾」と述べる。従来のラテン四カ国間の貨幣流通の状況を法的に追認したに過ぎない、という消極的な評価である。しかし

74) 「金貨および銀貨に関するこれらの法律は、補助銀貨に関する規定と共に、ラテン鑄貨会議の基礎である。ここからラテン同盟のすべての展開が始まる。結局、鑄造同盟の運命を判断する基準は、常にこの点にある。」 Egener (1925), S.16

75) p552

76) Janssen (1911), p200. 既にスイスでは1850年5月7日法および1852年6月16日法により、イタリアでは1862年法8月24日法により、外国鑄貨を法貨としていた。Janssen (1911), pp197-8, Gruel (1926), S. 17-18
しかし他方で、フランス、ベルギーには外国鑄貨を法貨と規定する法律はなかった。そのため、これら二カ国では「通用するが、拒絶できる金・銀貨という珍しい現象」が生じた。Nussbaum (1939), p155

77) Janssen (1911), p197

1865年条約の意義は、単に同一の鑄貨が各国間を自由に流通することを認めたに留まらない、として、より積極的に評価する論者もいる。Egner (1925)は、「これによって、国境を超えた貿易や旅行のために貨幣の両替を節約することができた。同時に、商人にとっては外貨での計算が不要になった。しかし何よりも、参加国相互の為替相場が大いに安定した。鑄貨輸送の便宜と外国での改鑄禁止によって、これら諸国における鑄貨流通の同盟によって、貨幣価値の変動は、いわゆる金および銀現送点を限度として、その内側で生じるようになった。⁷⁸⁾」という。例えば、ベルギーの商人がパリから商品を輸入したとしよう。彼には、二通りの決済方法がある。一つは、金・銀貨の現送であって、パリの受け取り手は受け取った金・銀貨をそのままフランス国内で使用できる。もう一つ、ベルギーの商人は外国為替手形を用いることもできる。前者の方法では、代金に加えて、輸送費用、保険料、利子等からなる、金・銀現送費を要するから、通常は、後者の外国為替を用いる。そしてフランス・フランとベルギー・フラン間の為替相場は、その需要と供給によって変動するが、その変動幅は、為替平価を中心として、上下、金および銀現送点内の範囲に収まる。しかも、ベルギーの鑄貨がフランス国内で流通するため、鑄貨を地金に鑄つぶす手間、コストは省ける。この鑄つぶすのに要する費用分だけ、金および銀送点の幅は、そうでない時よりも狭くなる。こうして、1865年「貨幣に関する条約」を締結した四カ国の通貨間の為替相場は実質的に、固定相場となった。

最後に、LMUにおける大国フランスとその他三国との関係についてである。本位の問題に関して、複本位制という「現状維持」を可能にしたのは、小国・三カ国の大国フランスへの依存関係だった。「フランスは政治的かつ経済的に優位な立場にあったため、自らの意見を主張し、複本位的な考えを何度も前面に押し出すことができた。ここで既にラテン鑄貨同盟の歴史全体にとって、フランスの優位的な影響力が重要なポイントの一つとして示されている。⁷⁹⁾」

従来のLMUの研究は、LMUをフランス第二帝政のナポレオン3世の覇権主義の一つの表れとして説明するのが一般的だった⁸⁰⁾。しかしそもそも、三つの小国はフランスとの経済的關係に基づいて、自発的にフランスの貨幣制度を導入したのであり、フランス側が強制したわけではなかった。

フランスは、対外的には、1860年の英仏通商条約に始まり、11カ国と通商条約を締結し

78) Egner (1925), S. 12

79) Egner (1925), S. 17

80) Laughlin (1896), p149, Russell (1898), pp23-26, Willis (1901), pp55-56 ラフリンとウィリスは共に、イギリス下院議会『銀の減価に関する特別委員会 (Select Committee on Depreciation of Silver)』でのバジョットの以下の証言を根拠にしている。「(質問 1426)：彼ら(ラテン四カ国：引用者)が同盟を組む目的は何ですか?」という質問に対して、バジョットは、「私が考えるに、フランス帝国のそれら諸国への影響力を強めようとする政治的動きもあれば、既に結び付いた諸国が同一の鑄貨を持つようとする欲求もあります、そして彼らは支配的な力を持つものとして当時のフランスの鑄貨を採用しました。」と答えている。(Report from the Select Committee on Depreciation of Silver; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of evidence, and Appendix, 1876, p66) なお、バジョットは『ロンバード街』においても、金融市場としての「パリの優位性には政治力の配分から生じた面もあった」と述べている。Bagehot (1873), p64 (邦訳 44 ページ)

た⁸¹⁾。他のヨーロッパ諸国も相互に自由貿易的な通商条約を結び、70年代にかけてヨーロッパ主要国間での自由貿易ネットワークが形成された。こうした動きと符合して、フランスの貨幣制度に基づく、国際的に統一された鑄貨を創造しようとする構想が生まれた。本節で考察した65年の「貨幣に関する条約」締結は、1863年の度量衡と貨幣をテーマにした国際会議に始まり、67年のパリ万国博覧会での「国際的な鑄造 (International Coinage)」または「ユニバーサル貨幣 (Universal Money)」に関する会議に至る一連の流れの中に位置付けられる。65年時点と言えば、イギリスの金本位制に対抗するものとしての複本位制と位置付けられよう。

これに対して、現代のLMUの研究は、フランスとその他三カ国との経済的・金融的關係を重視するようになってきている⁸²⁾。

5 おわりに

以上では、ヨーロッパ大陸の“monetary union”として、現代のユーロに至る通貨同盟と、19世紀のマネタリー・ユニオンとしてのLMUの成立を考察してきた。そこから、19世紀のLMUは現代の通貨同盟とは全く異なるものであったことが明らかになった。現代の通貨同盟が、単一通貨と単一の中央銀行という形で、加盟国が通貨主権を放棄しているのに対して、LMUでは加盟各国が鑄造権を保持している。その上で、各国の金・銀貨が同盟内で通用することに合意した。しかもその鑄貨の相互流通は、もともと同じ貨幣制度を共有していたことを基礎として自然発生的に生じたものであって、それを国際条約によって立法化したに過ぎない。

現代の通貨同盟は、経済・通貨同盟として、経済同盟と一体で実現されたため、92年マーストリヒト条約に至るまで長期で緻密な過程を要した。それに対して、LMUは、補助鑄貨の純度という技術的問題に対処するため、公式には約1か月間での6回の会合を経て成立した。

1865年の貨幣に関する条約の内容は、1.金と銀の交換比率は15.5、2.重量、純度が同一の金貨および銀貨を鑄造する、3.加盟各国の国庫はこれら外国鑄貨を受け取らなければならない、であった。その結果、ラテン四カ国の「単一の重量、純度」の鑄貨が同盟内を自由に流通することになった。鑄貨には、発行国独自の意匠が刻印されたので、単一通貨が導入されたわけではない。発行主体は各国の造幣局で、共通の機関は存在しなかった⁸³⁾。

更に、LMUの締結国通貨間の為替相場変動に関して、為替平価を中心として上下、金・銀現送点の範囲内に収まる限りで固定相場である。これは共通の本位を採用する限り、生じるこ

81) 19世紀のフランスの貿易自由化に関しては、Lévy-Leboyer (1951-52), *Première Partie Chapitre I* (邦訳第二部第一章)、を参照。

82) Einaudi (2001), Flandreau (1994), (2000)

83) Einaudi (2018) は、「LMUは完全な通貨同盟というよりは、鑄造同盟 (coinage union) と正しく、定義されるべき」としている。Einaudi (2018), p17

とであり、マネタリー・ユニオンに特殊なことではない⁸⁴⁾。その上で、四カ国で条約を締結することにより、固定相場へのコミットの度合いは強まるだろう。現代の通貨同盟では、EMUの第三段階で加盟11カ国の通貨の換算率は「不可逆的に固定」されたが、LMU締結国の通貨間の為替相場変動幅は依然として残ったままである。

突き詰めれば、19世紀のLMUは兌換制下の「マネタリー・ユニオン」、現代の通貨同盟は不換制下の「通貨同盟」と区分される。

1865年「貨幣に関する条約」は、金・銀貨について定めたに過ぎず、銅貨、銀行券に関しては対象外とした。これは、当時、ヨーロッパ大陸で通貨における信用貨幣の比重が低かったことを反映していると考えられる。しかしこの点は、マネタリー・ユニオンとしての欠陥だった。

引用・参考文献

公式文書

1865年「貨幣に関する条約」に関連するもの

DÉCRET IMPÉRIEL portant promulgation de la Convention Monétaire conclue le 23 Décembre 1865, entre la France, la Belgique, l'Italie et la Suisse in *Report from the Royal Commission on International Coinage; together with the minutes of Evidence and Appendix, 1868, in Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Monetary Policy, Currency 3*, Irish University Press, 1969

“DEUXIÈME PARTIE. BELGIQUE, FRANCE, ITALIE, SUISSE. CONVENTION MONÉTAIRE, SIGNÉE A PARIS, LE 23 DÉCEMBRE 1865. PROCÈS-VERBAUX DES CONFÉRENCES.”, *Archives Diplomatiques 1867; Recueil de diplomatie et d'histoire, TOME Deuxième 7e année, Avril, Mai, Juin 1867 pp532-583* [<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k6452448c/f72.item.r=1867-04>]

イギリス

Report from the Select Committee on Depreciation of Silver; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, and Appendix, 1876, in Irish University Press of British Parliamentary Papers, Monetary Policy, Currency 6, Irish University Press. 1969

フランス

Conseil supérieur du commerce, de l'agriculture, et de l'industrie (1872), *Enquête sur la question monétaire*, deuxième volume. Paris. Imprimerie Nationale

スイス

84) Flandreau (2003) は「現代的な意味での同盟というよりは、『共通の本位地域 (common standard areas)』と呼ぶべき」と述べている。Flandreau (2003), p114

“MESSAGE du Conseil fédéral à la haute Assemblée fédérale concernant la convention monétaire entre la Belgique, la France, l'Italie et la Suisse. (Du 2 février 1866)” *Feuille fédérale suisse*, Vol. 1, Année. XVIII, 24 février 1866 [https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/1866/1_133_/fr]

合衆国

U. S. Senate (1879), *International Monetary Conference held, in Compliance with the Invitation extended to Certain Governments of Europe by the Government of the United States, in Pursuance of the Second Section of the Act of Congress of February 28, 1878, in Paris, in August, 1878, under the Auspices of the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of France, 45th Congress 3rd Session, Senate Executive Document no.58*, Washington: Government Printing Office, reprint Arno Press 1978

EEC および EC

Vertrag zur Grundung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, Rom, den 25. März 1957 [<http://data.europa.eu/eli/treaty/teec/sign>]

Treaty establishing the European Economic Community. Rome, 25 March 1957 [<http://aei.pitt.edu/id/eprint/37139>]

European Economic Community, Commission (1962), *Memorandum of the Commission on the Action Programme of the Community for the Second Stage*. COM (62) 300 final, 24 October [<http://aei.pitt.edu/id/eprint/1327>]

Council Commission of the European Communities (1970), *Report to the Council and the Commission on the realisation by stages of Economic and Monetary Union in the Community (Werner Report)*, 8 October 1970 (社団法人日本経済調査協議会『共同体における経済通貨同盟の段階的実現に関する対理事会および対委員会報告（ウェルナー報告）日経調査資料70-21』1971年2月） [https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication6142_en.pdf]

Committee for the Study of Economic and Monetary Union (1989), *Report on Economic and Monetary Union in the European Community* (「ドロール委員会報告：EC経済・通貨同盟に関する報告」, 日本証券経済研究所編『EUの金融・証券市場統合と通貨統合：その法的枠組』日本証券経済研究所, 1994年, 所収) [https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication6161_en.pdf]

Commission of the European Communities, Directorate General for Economic and Financial Affairs (1990), “One Market, One Money: An Evaluation of the Potential Benefits and Costs of Forming an Economic and Monetary Union”, *European Economy*, no.44, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities

[https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication_summary7520_en.htm]

一般文献

- Bagehot, Walter (1873), *Lombard Street: A Description of the Money Market in The Collected Works of Walter Bagehot* edited by Norman St John-Stevass The Economic Essays with an introduction by R. S. Sayers vol. 9, London: Economist (久保恵美子訳『ロンバート街：金融市場の解説』日経BP社, 2011年)
- Bordo, Michael D. and Lars Jonung (1997), “The history of monetary regimes: some lessons for Sweden and the EMU”, *Swedish Economic Policy Review*, vol. 4 no. 2
- Bordo, Michael D. and Lars Jonung (2000), *Lessons for EMU from the History of Monetary Unions*, The Institute of Economic Affairs
- Bordo, Michael D. and Lars Jonung (2003), “The future of EMU: what does the history of monetary union tell us?” in *Monetary Unions: Theory, history, public choice* edited by Forrest H. Capie and Geoffrey E. Wood, Routledge, 2003
- de Cecco, Marcello (1992), “European Monetary and Financial Cooperation before the First World War”, *Rivista di Storia Economica*, 3rd ser., vol. 9, no. 1-2
- de Cecco, Marcello (2007), “The Latin Monetary Union Revisited Once Again” in *From the Athenian Tetradrachm to the Euro: Studies in European Monetary Integration* edited by Philip L. Cottrell, Gerassimos Notaras and Gabriel Tortella, Ashgate
- Cohen, Benjamin J. (1998), *The Geography of Money*, Cornell University Press (本山美彦監訳『通貨の地理学』シュプリンガー・フェアラーク東京株式会社, 2000年)
- Cohen, Benjamin J. (2001), “Beyond EMU: The Problem of Sustainability” in *The Political Economy of European Monetary Unification*, 2nd ed. edited by Barry Eichengreen and Jeffrey A. Frieden, Boulder, CO: Westview Press
- Cohen, Benjamin J. (2008), “Monetary Unions”, EH.Net Encyclopedia, edited by Robert Whaples. February 10, 2008. [<http://eh.net/encyclopedia/monetary-unions/>]
- Dabrowski, Marek (2019), “The Economic and Monetary Union: Past, Present and Future” [[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2019/631040/IPL_STU\(2019\)631040_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2019/631040/IPL_STU(2019)631040_EN.pdf)]
- Egner, Erich (1925), *Der lateinische Munzbund seit dem Weltkrieg: unter besonderer Berücksichtigung des französischen und schweizerischen Geldwesens*, Leipzig: Akademische Verlagsgesellschaft M.B.H.
- Einaudi, Luca (2000), ““The Generous Utopia of Yesterday Can Become the Practical Achievement of Tomorrow’: 1000 Years of Monetary Union in Europe”, *National Institute*

- Economic Review*, no.172, April
- Einaudi, Luca (2001), *Money and Politics: European Monetary Unification and the International Gold Standard (1865-1873)*, Oxford University Press
- Einaudi, Luca (2018), "A Historical Perspective on the Euro: the Latin Monetary Union (1865-1926)" *ifo DICE Report*, vol. 16, no. 3
- Esslen, J. B. (1925), "Münzbund" in *Handwörterbuch der Staatswissenschaften herausgegeben von Ludwig Elster, Adolf Weber and Friedrich Wieser*, 6 Band, Jena
- European Monetary Institute (1997), *European Monetary Institute*
[https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/other/pub_02en.pdf?0994c4b4747e4dca62e2776da01401a5]
- Flandreau, Marc (1994), "Was the Latin Monetary Union a Franc Zone?" in *International Monetary Systems in Historical Perspective*, edited by Jaime Reis, London: Macmillan
- Flandreau, Marc (2000), "The economics and politics of monetary unions: a reassessment of the Latin Monetary Union, 1865-71", *Financial History Review*, vol. 7, part I
- Flandreau, Marc (2003), "The bank, the states, and the market: an Austro-Hungarian tale for Euroland, 1867-1914" in *Monetary Unions: Theory, History, Public Choice* edited by Forrest H. Capie and Geoffrey E. Wood, London and New York: Routledge, 2003
- Flandreau, Marc and Mathilde Maurel (2005), "Monetary Union, Trade Integration, and Business Cycles in 19th Century Europe", *Open Economies Review*, vol. 16
- Gandolfo, Giancarlo (1992), "monetary unions" in *The New Palgrave Dictionary of Money & Finance 2* edited by Peter Newman, Murray Milgate, and John Eatwell, London: The Macmillan Press Limited
- Greul, Robert (1926), *Die Lateinische Münz-Union: eine volkerrechtsgeschichtliche Studie*, Berlin: Ferd. Dümmler
- Hefeker, Carsten (1995), "Interest Groups, Coalitions and Monetary Integration in the XIX th Century", *Journal of European Economic History*, vol. 24, no. 3
- Hefeker, Carsten (1997), *Interest Groups and Monetary Integration: the Political Economy of Exchange Regime Choice*, Boulder, CO: Westview Press
- International Monetary Fund, *Exchange Rate Arrangements and Exchange Restrictions*, various issues
- James, Harold (2012), *Making the European Monetary Union*, Cambridge, Massachusetts: Belknap Press of Harvard University Press
- Janssen, Albert F. (1911), *Les conventions monétaires*, Paris: F. Alcan & R. Lisbonne
- Laughlin, J. Laurence (1896), *The History of bimetallism in the United States* 4th ed., reprint

- New York: Greenwood Press, Publishers, 1968
- Levy-Leboyer, Maurice (1951-52), *Histoire Économique et Sociale de la France depuis 1848*
Fascicule I, Cours de Droit (モーリス・レヴィ＝ルボワイエ著, 中山裕史訳『市場の創出：
現代フランス経済史』日本経済評論社, 2003年)
- Mongelli, Francesco Paolo (2008), “European Economic and Monetary Integration and the
Optimum Currency Area Theory”, *European Economy, Economic Papers* 302, February
[[https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication_summary12083_](https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication_summary12083_en.htm)
[en.htm](https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/pages/publication_summary12083_en.htm)]
- Nielsen, Axel (1933), “Monetary Unions” in *Encyclopaedia of the Social Sciences* editor in chief
Edwin R. A. Seligman; associate editor Alvin Johnson, Macmillan
- Nussbaum, Arthur (1939), *Money in the Law*, Foundation Press
- Piccardo, Lara (2016), “Three Lessons from the Past: Monetary Unions in the 19th Century
Europe” in *The History of the European Monetary Union: Comparing Strategies amidst
Prospects for Integration and National Resistance* edited by Daniela Preda, Brussels: P. I.
E. Peter Lang
- Russell, Henry B. (1898), *International Monetary Conferences*, New York and London: Harper
& Brothers Publishers, reprint Arno Press A New York Times Company: New York,
1974
- Scheller, Hanspeter K. (2006), *The European Central Bank: History, Role and Functions* 2nd
revised edition. [<http://www.ecb.europa.eu/pub>]
- Tooke, Thomas and Willism Newmarch (1857), *A History of Prices, and the State of the
Circulation during the Nine Years 1848-1858*, vol.VI, Longman, Brown, Green, Longmans.
& Roberts., reprint Johnson Reprint Corporation, 1972 (トーマス・トゥック, ウィリアム・
ニューマーチ著, 藤塚知義訳『物価史』第6巻, 東洋経済新報社, 1992年)
- Thygesen, Niels (1989), “The Delors Report and European economic and monetary union”,
International Affairs, vol. 20, no. 1, January
- de Vanssay, Xavier (2002), “Monetary Unions: A Historical Perspective” in *Before and Beyond
EMU: Historical Lessons and Future Prospects*, edited by Patrick M Crowley, London and
New York: Routledge
- White, Horace (1891), “Bimetallism in France” *Political Science Quarterly*, vol. 6 no. 2
- Willis, H. Parker (1895), “The Operation of Bimetallism in France” *Journal of Political
Economy*, vol. 3
- Willis, H. Parker (1901), *A History of the Latin Monetary Union*, The University of Chicago
Press, reprint Greenwood Press Publishers, 1968

Zellfelder, Friedlich (1991), "Der Lateinische Münzbund: Grundlagen, Entstehung und Scheitern" in *Beiträge zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte; Bd.44. Währungen der Welt I: Europäische und nordamerikanische Devisenkurse 1777-1914* Teilband I, herausgegeben von Jürgen Schneider, Oskar Schwarzer und Friedrich Zellfelder, Stuttgart: In Kommission bei Franz Steiner Verlag

片桐謙（2016）, 「Latin Monetary Union の成立過程」, 和歌山大学経済学会『経済理論』384号

権上康男（2013）, 『通貨統合の歴史的起源—資本主義世界の大転換とヨーロッパの選択—』日本経済評論社

斎藤利三郎（1940）, 『国際貨幣制度の研究—ラテン貨幣同盟を中心として—』日本評論社

島崎久彌（1987）, 『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本経済評論社

島崎久彌（1997）, 『欧州通貨統合の政治経済学』日本経済評論社